



2019年1月22日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長 中島 拓
(コード番号：7187 東証第一部)
問合せ先 取締役専務兼執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1241)

東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件につきまして、2018年12月27日付で株式会社東京証券取引所より、有価証券上場規程第502条第1項第1号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

別添書類：改善報告書

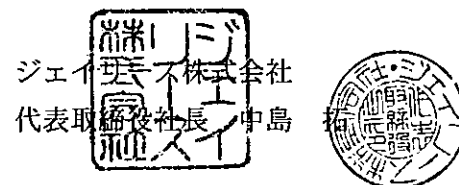
以 上

改善報告書

2019年1月22日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿



この度、過年度決算短信及び四半期決算短信、並びに有価証券報告書及び四半期報告書（以下「過年度決算短信等」といいます。）の一部訂正の件について、有価証券上場規程第502条第3項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。



目次

1. 経緯.....	1
(1) 過年度決算訂正の内容.....	1
① 過年度決算訂正の主な内容.....	1
② 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額.....	2
(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯等.....	4
① 過年度決算短信等の訂正の対象となった会計処理を当初採用した経緯等.....	4
② 過年度決算短信等の訂正の経緯.....	5
③ 訂正前後の貸倒引当金の算定方法の概要.....	6
2. 改善措置.....	6
(1) 不適正開示の発生原因の分析.....	6
① 貸借人の信用リスクの変化に係るモニタリング体制及びこれを適切に評価する専門的な知見が不十分であったこと.....	6
② 貸倒引当金の算定方法についての定期的な検証体制の未整備.....	7
i 監査法人とのコミュニケーション不足.....	7
ii 業務処理体制の問題.....	7
iii ガバナンス体制の問題.....	8
(2) 再発防止に向けた改善措置.....	8
① 中長期滞留債権の増加への対策、回収状況等に係るモニタリング体制の構築及びこれを適切に評価する専門的な知見の涵養.....	8
i 中長期滞留債権の増加への対策.....	8
ii 回収状況等に係るモニタリング体制の構築及びこれを適切に評価する専門的な知見の涵養.....	8
② 状況の変化に応じた会計処理方法の見直し体制の構築.....	9
i 監査法人とのコミュニケーションの改善.....	9
ii 業務処理体制の改善.....	9
iii ガバナンス体制の改善.....	10
(3) 改善措置の実施スケジュール.....	11
3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識.....	11

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

① 過年度決算訂正の主な内容

当社は、2018年11月13日、「2019年3月期第2四半期決算発表の延期及び四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」を開示し、2018年12月13日、過年度の決算短信等の訂正を行い、2018年12月14日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。訂正した過年度決算短信等及び業績に及ぼす影響額については、以下のとおりであります。

【訂正した過年度決算短信等】

・訂正を行った有価証券報告書

第13期 有価証券報告書	(自 2015年4月1日 至 2016年3月31日)
第14期 有価証券報告書	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
第15期 有価証券報告書	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

・訂正を行った四半期報告書

第14期 第1四半期報告書	(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
第14期 第2四半期報告書	(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)
第14期 第3四半期報告書	(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)
第15期 第1四半期報告書	(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
第15期 第2四半期報告書	(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
第15期 第3四半期報告書	(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
第16期 第1四半期報告書	(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

・訂正を行った決算短信

2017年3月期決算短信	(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)
2018年3月期決算短信	(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

・訂正を行った四半期決算短信

2017年3月期第1四半期決算短信	(自 2016年4月1日 至 2016年6月30日)
2017年3月期第2四半期決算短信	(自 2016年7月1日 至 2016年9月30日)
2017年3月期第3四半期決算短信	(自 2016年10月1日 至 2016年12月31日)

2018年3月期第1四半期決算短信 (自 2017年4月1日 至 2017年6月30日)
 2018年3月期第2四半期決算短信 (自 2017年7月1日 至 2017年9月30日)
 2018年3月期第3四半期決算短信 (自 2017年10月1日 至 2017年12月31日)
 2019年3月期第1四半期決算短信 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

② 過年度決算短信等の訂正による業績への影響額

【2016年3月期】

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
通期	売上高	3,209	3,209	—	—
	営業利益	207	175	▲31	▲15.2%
	経常利益	203	171	▲31	▲15.5%
	当期純利益	87	56	▲31	▲35.8%
	総資産	3,953	3,922	▲31	▲0.8%
	純資産	283	252	▲31	▲11.0%

【2017年3月期】

(単位:百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
第1四半期	売上高	965	965	—	—
	営業利益	34	12	▲21	▲63.4%
	経常利益	19	▲1	▲21	—
	当期純利益	10	▲4	▲14	—
	総資産	4,627	4,580	▲46	▲1.0%
	純資産	721	675	▲46	▲6.4%
第2四半期	売上高	1,913	1,913	—	—
	営業利益	84	24	▲59	▲71.0%
	経常利益	67	7	▲59	▲88.3%
	当期純利益	38	▲2	▲41	—
	総資産	5,102	5,029	▲72	▲1.4%
	純資産	869	797	▲72	▲8.4%

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
第3四半期	売上高	2,889	2,889	—	—
	営業利益	137	50	▲86	▲63.2%
	経常利益	117	30	▲86	▲73.9%
	当期純利益	71	11	▲60	▲83.6%
	総資産	5,542	5,450	▲91	▲1.7%
	純資産	905	814	▲91	▲10.1%
通期	売上高	4,121	4,121	—	—
	営業利益	337	140	▲197	▲58.5%
	経常利益	312	115	▲197	▲63.1%
	当期純利益	220	81	▲138	▲62.8%
	総資産	5,568	5,398	▲169	▲3.1%
	純資産	1,063	893	▲169	▲16.0%

【2018年3月期】

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
第1四半期	売上高	1,188	1,188	—	—
	営業利益	115	55	▲59	▲52.0%
	経常利益	106	46	▲59	▲56.3%
	当期純利益	69	27	▲42	▲60.4%
	総資産	4,677	4,465	▲212	▲4.5%
	純資産	1,135	923	▲212	▲18.7%
第2四半期	売上高	2,342	2,342	—	—
	営業利益	187	66	▲120	▲64.4%
	経常利益	169	48	▲120	▲71.3%
	当期純利益	111	26	▲84	▲76.2%
	総資産	4,919	4,664	▲254	▲5.2%
	純資産	1,181	926	▲254	▲21.5%

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
第3四半期	売上高	3,562	3,562	—	—
	営業利益	241	64	▲176	▲73.1%
	経常利益	212	36	▲176	▲82.9%
	当期純利益	140	17	▲123	▲87.5%
	総資産	5,018	4,725	▲293	▲5.8%
	純資産	1,191	897	▲293	▲24.6%
通期	売上高	5,022	5,022	—	—
	営業利益	407	19	▲388	▲95.3%
	経常利益	351	▲37	▲388	—
	当期純利益	251	▲73	▲325	—
	総資産	5,981	5,486	▲494	▲8.3%
	純資産	1,304	809	▲494	▲37.9%

【2019年3月期】

(単位：百万円)

期間	項目	訂正前 (A)	訂正後 (B)	影響額 (B-A)	影響率
第1四半期	売上高	1,431	1,431	—	—
	営業利益	87	11	▲75	▲86.8%
	経常利益	76	0	▲75	▲99.0%
	当期純利益	62	6	▲56	▲90.4%
	総資産	6,207	5,656	▲551	▲8.9%
	純資産	1,331	780	▲551	▲41.4%

(2) 過年度決算短信等を訂正するに至った経緯等

① 過年度決算短信等の訂正の対象となった会計処理を当初採用した経緯等

過年度決算短信等の訂正は、貸倒引当金の算定方法に誤りがあったことに起因しているため、関連する事業の内容と後述する訂正前の貸倒引当金の算定方法を採用した経緯についてご説明いたします。

当社は、貸借人の家賃不払い等の債務不履行が発生した際に貸借人に対して代位弁済を行うという、貸借人（保証委託者）の家賃債務を保証する事業（以下「家賃債務保証

事業」といいます。)を行っております。

当社が貸貸人に対して代位弁済したことによる貸借人に対する債権(以下「代位弁済立替金」といいます。)の管理回収については、管理支援部による業務集約と各店舗に配する債権管理担当者によって、貸借人の状況の早期把握と滞納解消に向けたきめ細やかな対応を行っております。他方、代位弁済立替金については、貸借人の破産や死亡によって取立て不能となるなど、貸倒損失の発生が一定程度見込まれます。そのため、当社では、将来の貸倒損失の発生に備えるため、過去の貸倒実績等に基づき、代位弁済立替金に係る貸倒引当金を算定しております。

当社は、東京証券取引所マザーズへの新規上場を見据えた2014年3月期決算において、金融商品会計基準に準拠した方法として、後述する訂正前の貸倒引当金の算定方法を、EY新日本有限責任監査法人(以下「監査法人」といいます。)に相談した上で採用し、その後も同一の算定方法を継続適用してまいりました。

② 過年度決算短信等の訂正の経緯

当社は、2019年3月期第2四半期決算発表を2018年11月7日に行うべく準備を進めていたところ、2018年10月22日に、当社の会計監査人である監査法人より、代位弁済立替金に対する貸倒引当金の十分性について懸念があり、貸倒引当金の算定方法について検証を行う必要がある旨の指摘を受けました。

この指摘を受け、貸倒引当金の算定方法の検証を行った結果、11月5日頃までに、監査法人との間で、新たな貸倒引当金の算定方法、及び、2019年3月期第2四半期決算から変更後の算定方法を適用するとともに変更影響額は一括して計上することについて、概ねの合意が得られました。これに従い、一旦は、当初の決算発表予定日から約1週間後となる2018年11月13日に決算発表を行うこととしておりました。

しかしながら、2018年11月8日に、監査法人から、監査法人内での検討の結果、更に貸倒引当金の算定方法について精査・検証する必要がある、加えて過年度にさかのぼって訂正を行うべきとの指摘が追加でなされたため、決算発表を行うことが困難となり、2018年11月13日に「2019年3月期第2四半期決算発表の延期及び四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ」を開示し、2018年11月14日には2019年3月期第2四半期報告書の提出期限延長(11月14日から12月14日)に係る承認を受けました。

その後、更に精査、検討を重ね、貸倒引当金の算定方法及び過年度決算の訂正範囲を決定し、2018年12月13日に過年度の決算短信等の訂正及び2019年3月期第2四半期決算発表を行うとともに、2018年12月14日に過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び2019年3月期第2四半期報告書を提出いたしました。

③ 訂正前後の貸倒引当金の算定方法の概要

- ・ 訂正前の貸倒引当金の算定方法（以下「旧算定方法」といいます。）

旧算定方法は、債権の発生期間別（毎月の賃料等に係る代位弁済のそれぞれの発生日を基準とする）で区分し、貸倒実施による直接償却をもとにした貸倒実績率を用いて回収不能見込み額を算定しておりました。

- ・ 訂正後の貸倒引当金の算定方法（以下「新算定方法」といいます。）

新算定方法は、債務者別（同一顧客に対する複数の債権を名寄せし、その中で最も古い債権の発生日を基準とする）で区分し、貸倒実施による直接償却及び個別引当金の設定による間接償却をもとにした貸倒実績率を用いて回収不能額を算定しております。

2. 改善措置

(1) 不適正開示の発生原因の分析

当社は、訂正前の決算において重要な資料、データはすべて監査法人に提出しておりました。それにもかかわらず不適正開示が発生した原因は、以下に記載のとおり、①借借人の信用リスクの変化を適切に評価する専門的な知見が不十分であったこと、及び②貸倒引当金の算定方法についての定期的な検証体制が整備できていなかったことにあると分析しております。これらの原因により、信用リスクの変化に伴う貸倒引当金の算定方法の見直しを適切な時期に行うことができなかつたため、過年度決算の訂正を行うこととなったものと考えております。

① 借借人の信用リスクの変化に係るモニタリング体制及びこれを適切に評価する専門的な知見が不十分であったこと

当社が旧算定方法を採用開始した当時は、都市部での営業展開を開始しはじめた頃であり、代位弁済立替金は、当社が創業以来商圏自体を開拓してきた九州エリアにおいて発生した債権が中心でした。九州エリアにおいては、当社との保証委託契約において連帯保証人を付けることが自然と行われていたこともあり、代位弁済立替金の回収率が高かったこと、また債権回収に対する人員体制も十分であったことから、非常に高い回収率を維持できておりました。

その後、東京、大阪等の都市部へ本格的に営業展開しましたが、同業他社が既に営業展開していたため、他社に後発する当社は、セカンド利用（保証申込の優先順位が他社より劣後）で当社を利用してもらい認知を上げシェアを拡大していく戦略を取りました。この戦略自体は間違つたものではなく、実際にセカンド利用からファースト利用に切り替わつた不動産業者も多数存在します。これらの結果、売上高は順調に増加したものの、

これに伴って代位弁済立替金も急増することとなりました。そして、この都市部進出により増加した代位弁済立替金について分析すると、以下のような理由により、回収可能性の低い中長期滞留債権の比率が高いものになっておりました。

- ・ 当社が単独で連帯保証人を引き受ける債権（回収可能性の劣る債権）の代位弁済立替金に占める割合が高まっていたこと
- ・ 事業規模の拡大に合わせた債権管理部門の人員を十分に確保できていなかったこと
- ・ 債権管理部門においては、部門としての社内評価が主に全体の回収率（一定期間に発生した代位弁済立替金に対する、当該期間に回収した代位弁済立替金の総額の比率）の目標達成状況によって行われていたため、比較的回収がしやすい短期債権に対する回収業務を優先し、中長期債権の回収が後回しとなる傾向が強まっていったこと

これらがありつつも、当社は全体の回収率を重視しており、この回収率の維持・改善を最大の目標としていた中で、全体の回収率自体は少しずつ下降しながらも一定の水準は維持しておりました。そのため、九州エリア中心に事業展開していた頃（旧算定方法の採用開始当時）に比べて、代位弁済立替金に占める中長期滞留債権の割合が増加しており、また、借入人の信用リスクも変化しているという実態を的確に捉えるモニタリング体制が十分でなく、かかる実態を把握するに至らなかった結果、貸倒引当金の算定方法を見直すべき局面にあったことを看過することとなりました。

今般振り返ると、その根本には、当社においては、借入人の信用リスクの評価は当社の本業である家賃債務保証事業の根幹であるにもかかわらず、かかるリスクの変化を適切に評価するモニタリング体制及び専門的な知見が不十分であったことが挙げられます。

② 貸倒引当金の算定方法についての定期的な検証体制の未整備

i 監査法人とのコミュニケーション不足

旧算定方法については、上述のとおり、金融商品会計基準に準拠した算定方法として監査法人とも相談した上で採用していたこと、旧算定方法から変更すべきではないかという点について監査法人に意見を求めてもその必要性が指摘されなかったことから、旧算定方法について見直しを行うという明確な問題意識を持つには至りませんでした。

他方で、当社においても、中長期的な債権の増加による貸倒引当金の算定方法の変更の必要性について、主体性をもって監査法人に対して相談することまではできておりませんでした。

ii 業務処理体制の問題

会計上の見積りを要する勘定科目の処理方法は、全てマニュアル化されており、例えば受取保証料の売上按分方法については、当社固有の方法であるため、毎期、その算定

方法について検証しておりますが、貸倒引当金については、会計基準に準拠している限りは、特段の懸念等がある場合を除き、その算定方法等について事前に検証を要する勘定科目としては扱っておりませんでした。当社の事業の性質、総資産に占める代位弁済立替金の割合及び近年の増加率等を踏まえれば、適時適切に貸倒引当金の算定方法の変更を実現できるよう、定期的な検証方法をマニュアルに記載し運用することが必要であったと考えております。

iii ガバナンス体制の問題

当社の取締役は、社内昇格に加え、経理部門の経験者、金融機関経験者や企業経営者等が就任しておりますが、公認会計士等の企業会計に対する専門家は含まれておらず、また監査役にも公認会計士等の専門家は含まれておりません。今回問題となった貸倒引当金の算定方法の適否の評価は、特に専門的な知見が必要な分野でもあり、取締役または監査役に専門家を登用する必要があったと考えております。

(2) 再発防止に向けた改善措置

① 中長期滞留債権の増加への対策、回収状況等に係るモニタリング体制の構築及びこれを適切に評価する専門的な知見の涵養

i 中長期滞留債権の増加への対策

本件の過年度決算短信等の訂正の遠因となった、中長期滞留債権の増加への対策を図るため、以下の措置を実施いたします。

- ・ 債権管理部門における人員不足に対しては、近年取り組んできた基幹店への業務の集約化（各支店に配していた債権管理担当者を各エリアの基幹店に異動させ業務を集約すること）を引き続き進め業務全体の効率化を図り実質的な業務量を増加させることにより債権管理部門における労働力確保を図ってまいります。
- ・ 債権管理部門の社内評価指標（経営陣から債権管理部門に対して求める指標）として、回収率のみならず、貸借人ごとに名寄せした経過期間毎の代位弁済立替金の残高・回収状況等の指標を採用し、中長期債権の回収率向上に係る一定の目標設定をしたうえでその達成状況をより高く評価するような運用といたします。

ii 回収状況等に係るモニタリング体制の構築及びこれを適切に評価する専門的な知見の涵養

これまで重視してきた全体の回収率だけでなく、引当率及び引当額についても適宜

社内情報共有ができるように以下の措置を実施いたします。これらの措置を通じ、取締役会による適切な状況把握に加え、全社的に信用リスクに対する認識を高め、代位弁済立替金に対する状況把握を通じたリスク評価等の管理体制の強化を図ってまいります。さらに、社内研修等の改善策により、専門的な知見を涵養いたします。

- ・ 中長期滞留債権の回収状況のモニタリング体制に関しては、債権回収活動における管理指標として、債権管理部門において貸借人ごとに名寄せした経過期間毎の代位弁済立替金の回収状況を採用した上で、当該管理指標に関する資料を作成し、毎月の取締役会において報告を行います。これにより、取締役会において債権の状況やその変化の適時的確な把握を図ります。
- ・ これまで四半期決算でしか実績計上していなかった貸倒引当金繰入額について、月次決算においても貸借人ごとに名寄せした期間別債権残高実績に基づき計上することとし、月次の回収状況等を適時に経営管理上の損益認識に反映いたします。
- ・ 決算作業に従事する各担当者の会計知識について、より高い専門性を身に付けさせるため、外部研修への積極的な参加や計画的な内部研修を実施いたします。また、役員に対しても、内部研修・外部研修等の実施を通じ、リスクの変化を適切に評価する知見を醸成いたします。

② 状況の変化に応じた会計処理方法の見直し体制の構築

当社においては、以下の措置を通じて、貸倒引当金に限らず、会計上の見積りを要する勘定科目全般について、関連する諸状況の変化を確認しつつ、見直しの必要が無いかの検証に意欲的に取り組んでまいります。

i 監査法人とのコミュニケーションの改善

- ・ 今回問題となった貸倒引当金算定方法の妥当性を含め、各種会計処理の妥当性について、監査法人と一層能動的、主体的な意見交換ができる体制を整えます。具体的には、決算作業に従事する各担当者が持つ疑問や課題等について、これまで随時の実施としていた社内の情報交換、意見交換を四半期毎に定例化したうえで、これら検討内容について、監査法人との事前協議において共有し、相談することといたします。

ii 業務処理体制の改善

- ・ 今般の貸倒引当金の算定方法の変更について、関連するマニュアルを2018年12月付で改訂し、毎年決算確定まで（概ね1月から4月の間）に貸倒等毀損額（貸倒実施による直接償却額及び破産更生債権等として個別引当設定した間接償却額）の状況

や回収状況に基づき、前期に設定した貸倒引当金の妥当性を検証のうえ、当期末の算定方法の妥当性を確認する旨を追記し、既に運用を始めております。運用の状況については、内部監査部により定期的に行われる内部監査及び J-SOX の運用評価において確認することといたします。

iii ガバナンス体制の改善

- ・ 組織的な管理体制に係る改善策として、決算、会計について専門的見地からの意見や判断が期待できる公認会計士等の専門家を当社の社外役員（取締役または監査役）に選任することを検討しております。既に入選を開始しており、2019 年 6 月の当社定時株主総会で選任できるよう調整を進めてまいります。

(3) 改善措置の実施スケジュール

改善措置の実施スケジュールは以下のとおりです。

→：施策検討及び準備 ◎：実施

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
① 中長期債権の増加への対策、回収状況のモニタリング体制の構築及びこれを適切に評価する専門的な知見の涵養							
・債権管理部門における労働力確保	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・債権管理に係る指標の見直し及び管理	→	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・回収状況等の取締役会報告	→	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・貸倒引当金繰入額の月次計上	→	◎	◎	◎	◎	◎	◎
・決算担当者に対する会計研修、勉強会		→	◎				
・役員に対する研修、勉強会		→	◎				
② 会計処理方法の見直し体制の構築							
・情報交換、意見交換の定例化	◎			◎			◎
・貸倒引当金計上マニュアル改訂	◎						
・貸倒引当金算定方法の変更要否検討 (マニュアルの運用)	→	→	→	→	◎		
・会計専門家の役員選任	→	→	→	→	→	→	◎

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

このたびの不適切な情報開示により、株主の皆様をはじめとする多くの皆様に大変なご心配とご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

今後二度と同様な問題を起こさぬように、引き続き改善施策に全力で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

引き続きご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以上